

第16回 奈良県個人情報保護審議会 会議の概要

◇日時

平成16年 3月 8日(月) 9:30~11:30

◇場所

猿沢荘 会議室

◇議事

個人情報保護制度の改善について(第2号諮問事案)

[議事概要]

<検討事項12 事業者が取り扱う個人情報の保護>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 個人情報の適正な取扱いのルールについて基本となる法律ができたことから、今後はこれにより、事業者の取り扱う個人情報の保護が図られるべきではないか。
- 個人情報保護法では一定の要件を備えた個人情報取扱事業者を対象として義務を定めているが、条例ではそのような限定をせず、広く事業者全般を対象とすることが適当ではないか。
- 事業者においても、思想信条や差別の原因となるおそれのある個人情報について、引き続き慎重に取り扱うことが必要ではないか。
- 個人情報の適正な取扱いを確保するために県がどのような役割を果たすべきかということについては、引き続き検討する必要がある。

<検討事項13 個人情報保護審議会の権限等>

事務局から資料について説明した後、議論が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

- 審議会の権限、不服申立てに関する手続については、基本的には法律と同様に、条例上明記することが適当ではないか。

< その他 >

警察本部から、個人情報保護条例の改正に関する考え方について、警察の保有する個人情報には、犯罪捜査に関するものなど秘密の保持が強く求められるものが多く、また、全国的な斉一性が求められるなど、さまざまな特殊性があることから、個人情報の取扱いに関する制限や開示請求の仕組みなどについて、公共安全と秩序の維持に支障が生じることのないよう、慎重に検討することが必要である旨説明があった。
